

介護職員に対する処遇改善加算金の支給に関する規程

令和元年 10 月 1 日
誓生会告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、医療法人誓生会（以下、「法人」という。）の給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度（以下、「介護職員処遇改善加算制度」という。）に基づき、法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金（以下、「介護職員処遇改善加算金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 法人の常勤職員または非常勤職員等の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象介護職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

(支給額)

第 3 条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込み額の範囲内において、常勤職員または非常勤職員等の別に法人が定める額とする。

(支給)

第 4 条 介護職員処遇改善加算金の支給は、年 1 回（支給方法は法人が設定する。）、賃金改善実施期間分を手当（一時金等）として、給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第 5 条 介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に当法人に在籍していない者については、支給しない。

(キャリアパス要件)

第 6 条 職位、職責及び職務内容に応じた任用要件、賃金体系については、給与規程及び職能資格等級規程に定める。

(昇給)

第 7 条 昇給は、人事考課規程に定める。

(その他)

第 8 条 この規程は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。